

II NTT西日本の共架電線類

1 経緯

中国電力(株)の報道を受け、市がNTT西日本に確認したところ、中国電力(株)と同様に、他社(中国電力(株)等)の電柱に共架している電線類について、占用許可が未申請であることが判明しました。

2 共架電線類の占用申請の適正化について

NTT西日本は、平成29年度中において共架電線類の未申請箇所調査を実施し、正確な件数を把握したうえで占用許可申請を行いました。市は、この申請に基づき占用を許可し、平成29年度分の占用料を年度内に徴収しました。

- (1) 未申請箇所数： 6, 900箇所
- (2) 占用料： 2, 210, 760円

3 過年度分(平成28年度以前)の占用料の取扱いについて

市は、過年度分の占用料の取扱いについて、中国電力(株)と同様に取り扱うこととし、NTT西日本と合意しました。

【合意内容】

- ①過年度分の占用料については、民法の規定に則り、占用料相当額として10年間遡って支払う。
- ②利息については、民法の法定利率5%・単利とする。

○過年度占用料相当分 27, 776, 606円(すでに納入済み)
(内訳 占用料相当額： 20, 743, 268円)
利息： 7, 033, 338円)

III その他の占有者

1 (株)エネルギー・コミュニケーションズ、(株)USEN

占用許可申請が適正に行われており、占用料は納入されています。

2 JAしまね出雲地区本部、出雲ケーブルビジョン(株)、ひらたCATV(株)、大社ご縁ネット

占用許可申請は、適正に行われています。なお、占用料は、全額免除としています。(出雲市道路占用料徴収条例施行規則第14条第2号)

※参考 中国電力(株)とNTT西日本からの合計納入金額

適正化による平成29年度占用料納入額	合計	3, 377, 160円
過年度占用料相当分納入額	合計	38, 113, 618円